

議案第90号

財産の取得について議決を求める件

財産の取得について、鹿児島県財産に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和7年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり財産を取得する。

- 1 財産の種類及び数量 動物用焼却炉 1基
- 2 取得金額 81,400,000円
- 3 取得の相手方 福岡市博多区博多駅東二丁目18番28号-705
インシナー工業株式会社福岡支店

(提案理由)

始良家畜保健衛生所に設置する動物用焼却施設として取得しようとするものである。